



2012年4月24日

Human Rights Now

info@hrn.or.jp

<http://www.hrn.or.jp>

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ
〒110-0005 東京都台東区上野5丁目3番4号
クリエイティブ One 秋葉原ビル7階
電話 03-3835-2110 ファックス 03-3834-1025

パレスチナ占領地における人権侵害に関する 国際刑事裁判所検察官事務所の判断について

2012年4月3日、国際刑事裁判所検察局(OTP)は、2008年12月から2009年1月までの間にパレスチナ・ガザ地区内で行われたと疑われる戦争犯罪等の国際犯罪に関し、捜査を開始しないとの見解を公表した。

パレスチナ自治政府は2009年1月、国際刑事裁判所条約(ローマ規程)第12条第3項に基づき、国際刑事裁判所(ICC)の管轄を受諾する旨の申請書を同裁判所に提出した。これを受けて検察官は、それ以後3年強の間、捜査を実施するかどうかの事前調査(preliminary examination)を行っていた。その結果が今回公表された見解である。東京を本拠とする国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、この見解に対し強い失望と懸念を表明する。

検察官は、ローマ規程第12条第3項に基づき管轄権の受諾申請を行えるのはこの規定の締約国でない「国」であるところ、検察官にはパレスチナが「国」にあたるかどうかを判断する権限がなく、したがって国際刑事裁判所の管轄権が発生するか否かを判断し得ないとして、捜査を開始しないとの結論を表明した。そしてこの点に関する判断は、国連の機関もしくは締約国会議においてなされるべきであるとする。

しかしながら、このような検察官の判断は、国際社会に「法の支配」を実現せんとした国際刑事裁判所の趣旨を大きく損なうものである。国際刑事裁判所は「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」を「行った者が処罰を免れることを終わらせ、もってそのような犯罪の防止に貢献する」ために、政治的機関を含むあらゆる機関から「独立した常設の国際刑事裁判所」として設立された(ローマ規程前文)。検察官がなすべきことは、国連総会や締約国会議に判断を委ねて国際刑事裁判手続を政治化することではなく、裁判所に管轄権の判断を求め(ローマ規程第19条第3項)、法的な正義実現プロセスを貫徹することである。

パレスチナ政府による受諾申請よりすでに3年以上が経過しており、その間、犯罪の被害者たちは放置されたままである。ヒューマンライツ・ナウは、多くの女性・子どもを含む1400名以上もの犠牲者を生んだ一連の行為に対し、許さざるべき重大な人権侵害ないし戦争犯罪であると繰り返し非難してきた。これ以上、不処罰を放置し、正義を犠牲にすることは許されない。

検察官は直ちに本件について裁判所の判断を求めるべきである。またヒューマンライツ・ナウは、国連安全保障理事会に対し、国連独立調査団の勧告を履行し、ローマ規程第13条(b)に基づき本件を検察官に付託することを改めて求めるものである。